

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 規制等（第三条・第十三条）</p> <p>第三章 悪臭防止対策の推進（第十四条・第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条・第二十四条）</p> <p>第五章 罰則（第二十五条・第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 規制等</p> <p>（規制基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 規制（第三条・第十一条）</p> <p>第三章 悪臭防止対策の推進（第十二条・第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条・第二十二条）</p> <p>第五章 罰則（第二十三条・第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 規制</p> <p>（規制基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。</p>

一 (略)

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度(排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。第十二条において同じ。)又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 (略)

(事故時の措置)

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故

の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防

止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十七条第二項の規定による

通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項

の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通

報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災

一 (略)

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度(排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。)又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 (略)

(事故時の措置)

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（測定の委託）

第十二条 市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定のうち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度（以下「臭気指数等」という。）に係る測定については国、地方公共団体又は臭気測定業務従事者（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）若しくは臭気指数等に係る測定の実務を行う法人（当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。）にそれぞれ委託す

ることができる。

一 次条第一項の試験及び適性検査に合格し、かつ、臭気指数等に
係る測定の業務を適正に行うことができるものとして環境省令で
定める条件に適合する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、
環境省令で定めるもの

(臭気指数等に係る測定 of 業務に従事する者に係る試験等)

第十三条 環境大臣は、臭気指数等に係る測定 of 業務に従事するの
に必要な知識及び適性を有するかどうかを判定するため、臭気指数等
に係る測定に関する必要な知識についての試験及び臭気指数に係る
測定に関する嗅覚についての適性検査を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、民法(明治二十九
年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつ
て、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指
定する者(以下「指定機関」という。)に、前項の試験及び適性検
査の実施に関する事務(以下「試験検査事務」という。)を行わせ
ることができる。

一 職員、設備、試験検査事務 of 実施の方法その他の事項について
の試験検査事務 of 実施に関する計画が、試験検査事務 of 適正かつ
確実な実施のために適切なものであること。

二 前号 of 試験検査事務 of 実施に関する計画 of 適正かつ確実な実施

- 3 指定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験検査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 試験検査事務に従事する指定機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 第一項の試験又は適性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の手数料は、環境大臣が行う第一項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定機関がその試験検査事務を行う同項の試験又は適性検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定機関の収入とする。
- 7 環境大臣は、指定機関が民法第三十四条の規定により設立された法人でなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。
- 8 環境大臣は、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。
- 9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び適性検査並びに指定機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

<p>(国民の責務)</p> <p>第十四条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならぬ。</p>	<p>(国民の責務)</p> <p>第十二条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。</p>
<p>(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>(悪臭が生ずる物の焼却の禁止)</p> <p>第十三条 (略)</p>
<p>(水路等における悪臭の防止)</p> <p>第十六条 (略)</p>	<p>(水路等における悪臭の防止)</p> <p>第十四条 (略)</p>
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第十七条 (略)</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第十五条 (略)</p>
<p>(国の援助)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>(国の援助)</p> <p>第十六条 (略)</p>
<p>(研究の推進等)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(研究の推進等)</p> <p>第十七条 (略)</p>

(報告及び検査)

第二十條 市町村長は、第八條第一項若しくは第二項又は第十條第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、試験検査事務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定機関に対し、試験検査事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定機関の事務所に立ち入り、試験検査事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関等の協力)

第二十一条 (略)

(報告及び検査)

第十八條 市町村長は、第八條第一項又は第二項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関等の協力)

第十九条 (略)

(経過措置)

第二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場
合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要
と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過
措置を含む。）を定めることができる。

(測定の委託)

第二十條 第八條第一項の規定による勧告を行うために必要な測定及
び第十一條の規定による測定は、これらの測定を適正に行うことが
できる者として環境省令で定めるものに委託することができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十三條 (略)

第二十一條 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

(条例との関係)

第二十四條 (略)

第二十二條 (略)

(条例との関係)

第二十五條 第八條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以
下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第八條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 第十三條第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役

又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第十三条第八項の規定による試験検査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条、第二十八条又は第二十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十四条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

